

2025年1月20日

株主各位

川崎市中原区荏宿36番1号
麻生フオームクリート株式会社
代表取締役社長 花岡 浩一

臨時株主総会招集のための基準日設定公告

当社は、2025年3月下旬頃を目途に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することが必要になる場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年2月4日（火）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主と定めましたので、公告いたします。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部